

## 静岡県立農林環境専門職大学等優秀教員賞表彰規程

### (目的)

第1条 この規程は、静岡県立農林環境専門職大学及び静岡県立農林環境専門職大学短期大学部（以下「専門職大学」という。）において教育実践に顕著な成果をあげた教員に対して、その功績を表彰することにより、専門職大学の教員の意欲向上と学校教育の活性化を図ることを目的とする。

### (名称)

第2条 前条の表彰の名称は、静岡県立農林環境専門職大学等優秀教員賞（以下「優秀教員賞」という。）とする。

### (賞の授与)

第3条 優秀教員賞は、表彰される年度当初において、専門職大学の教員として在職し、当該年度の教育活動の実績が次の各号のいずれかに該当する者のうちから、若干名に授与する。

- (1) 授業において、卓越した指導力で教育効果の高い授業を実践した者
- (2) 教育方法の工夫又は改善に取り組み、顕著な教育成果をあげた者
- (3) その他優秀教員賞にふさわしいと認められる者

### (組織・選考委員会)

第4条 優秀教員賞を授与するにふさわしい候補者（以下「候補者」という。）の選考は、FD・SD委員会において行い、別紙様式1によりFD・SD委員会委員長名で候補者を学長に推薦する。

第5条 学長は前条の推薦を受けて、被表彰者を決定する。

### (表彰状等の授与)

第6条 被表彰者に対して、別紙様式2による表彰状を授与する。

### (事務)

第7条 表彰に関する事務は、総務企画課において処理する。

### (雑則)

第8条 この規程の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和３年４月１日から施行する。